

2017年 小笠原ヨットレース

帆走指示書 (Sailing Instructions)

- 【期間】 2017/5/2 (火) ~2017/5/7 (日)
- 【開催地】 東京都小笠原村~神奈川県三浦市
- 【主催】 公益財団法人 日本セーリング連盟 加盟団体 外洋三崎
- 【公認】 公益財団法人 日本セーリング連盟 (申請中)
- 【後援】 東京都小笠原村 (予定)、神奈川県三浦市
- 【特別協賛】 古野電気株式会社、ソフトバンク株式会社
- 【協力】 小笠原ヨットクラブ、小笠原海運株式会社、油壺ヨットクラブ、三崎マリン株式会社、

1. 規則

1-1 RRS 2017-2020 (以下RRS) に定義された規則。

(1) 日没から日の出までの間はRRS第2章に代わって、海上衝突予防法および国内法規を適用する。

レース期間の公式の日没および日の出の時刻は、以下とする。

日没時刻 : 18:05

日の出時刻 : 04:55

(2) セットされていないセールの移動はライフラインの内であれば許可される。

(RRS 51の変更)

1-2 ORC Rating Systems 2016。

但し、以下を変更する。

(1) ORC Rule 201. 2を変更し、搭載する飲料物・燃料の量を制限しない。

(2) ORC Rule 206. 1を変更し、予備メインセール1枚の搭載を認める。

但し、予備メインセールをレース用の代替として使用してはならない。

例外的に、セールが重大な損傷を受たり、損失した場合、そのセールは搭載した予備メインセールと交換することができる。

予備メインセールに交換した場合、帰着報告書にその詳細を記載し、レース委員会に報告すること。

1-3 IRC規則2016 Part A, BおよびC。

但し、以下を変更する。

(1) IRC規則21. 1. 5. (f) 以下に書き換える。

『例外的に、セールが重大な損傷を受たり、損失した場合、そのセールは搭載した予備メインセールと交換することができる。予備メインセールに交換した場合、帰着報告書にその詳細を記載し、レース委員会に報告すること。』

(2) IRC規則22. 4. 2は、以下に書き換える。

『乗艇した乗員の最大合計重量は証書記載のクルーナンバー × 85kgを超えてはならない。乗員数の制限はない。』

(3) 日本セーリング連盟IRC規程、規程1を適用する。

レーティングを変更することなくスピナーカーを1枚、追加で搭載できる。

1-4 JSAF外洋レース規則2009。

1-5 JSAF外洋特別規定 2016-2017 モノハル・カテゴリー3 (OSR Cat-3)

1-6 小笠原ヨットレース2017 特別規定 (別紙-1参照)

2. 競技者への通告

- 2-1 スタート側： 4月29日(土) 09:00~5月2日(火) 09:00
： 父島二見港小笠原村地域福祉センター 玄関付近に設置する
公式掲示板により行われる。
- 2-2 通告を海上でおこなう場合はスターティングボート(以下:本部船)にL旗を掲揚し、口頭により各参加艇に通告する。
- 2-3 フィニッシュ側： 5月2日(火) 09:00~5月7日(日) 17:00
： 三浦市Aoraのレース本部に設置する公式掲示板により行われる。
上記以降は油壺京急マリーナのテラスに掲示する。
- 2-4 4月29日(土) 09:00までに行う通告は小笠原ヨットレース2017のWebサイトに掲載する。

3. 帆走指示書の変更

変更はS I 2「競技者への通告」に準じて行う。

4. 陸上で発せられる信号

レース運営に関する信号は陸上では発しない。

5. レース日程

4月30日(日) 09:00~15:00	インスペクション
4月30日(日) 15:00~17:00	安全講習会
5月 1日(月) 09:00~17:00	インスペクション(予備)
5月 1日(月) 10:00~12:00	艇長会議
5月 1日(月) 16:00~18:00	前夜祭
5月 2日(火) 11:55	スタート予告信号
5月 7日(日) 11:00~14:00	表彰式(予定) 詳細は艇長会議にて通知する。

6. クラス

- 6-1 ORCディビジョン：フルクルークラス、ショートハンドクラス
- 6-2 IRCディビジョン：フルクルークラス、ショートハンドクラス
- 6-3 ショートハンドクラスは、乗員数3名以下の艇のクラスである。
- 6-4 参加艇数によりさらにクラス分けを行う場合がある。
- 6-5 ORCディビジョンとIRCディビジョンのダブルエントリーは認められている。

7. レース旗 [DP] [NP]

レース旗はJSAFレース旗とする。

レース旗はレース中、下辺がデッキより1.5m以上の高さになるようにバックステイまたはスターンに設置されるポール類、それができない場合にはスターボード側サイドステイに掲揚すること。

レースをリタイアした場合には直ちにこの旗を降ろさなければならない。

8. レースコースと公式距離

- 8-1 コース
東京都小笠原村 父島二見港 ⇒ 神奈川県三浦市 網代崎灯浮標付近
- 8-2 公式距離
500マイル
- 8-3 コースを短縮することはない (RRS 32の変更)
- 8-4 コースのレグを変更することはない (RRS 33の変更)

9. スタート [DP] [NP]

- 9-1 レースはRRS 26 を用いて全艇一斉にスタートさせる。
- 9-2 スタート海面は、父島二見港「No. 3浮標」付近とする。
- 9-3 レース開始を艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、本部船（外洋三崎大クラブ旗掲揚）に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 9-4 スタートラインは、ポートエンドに停泊する本部船のオレンジ旗を掲揚したポールと、スターボードエンドの「No. 3浮標」のコース側の間とする。
- 9-5 個別のリコールがあった場合、該当する艇名をレース委員会がVHF 72CHにて同報する場合がある。(RRS 29. 1への追加)
ただし、これはあくまでサービスであり、送信できなかったなど不手際があったとしても救済の対象とはならない。
- 9-6 全艇がスタートするか、スタート信号から10分後のいずれか早い時間で本部船は撤去される。
- 9-7 レイトスタート
スタート信号から10分後までの間にスタートできなかった艇は、その理由についてレース委員会
が正当と認めた場合にのみ正規のスタート時から24時間以内にスタートすれば出走したとみなさ
れる。その場合その艇の所要時間は正規のスタート時から計算される。
レイトスタートのスタートは、「No. 3浮標」を右舷270度に見て行うこと。また自らその通過
時刻を記録しレース委員会に報告すること。

10. フィニッシュ [DP] [NP]

- 10-1 フィニッシュ・ラインは、網代崎灯浮標付近に設置する。
マークの種類及び夜間の措置、フィニッシュ・ラインのおおよその位置など詳細は艇長会議にて
通知する。
- 10-2 フィニッシュする艇はフィニッシュの約2時間前に、レース本部を呼び出し、フィニッシュの
見込み時刻を連絡すること。
- 10-3 フィニッシュが夜間になった場合には、フィニッシュの際に自艇のセールナンバーをフラッシュ
ライトで照射すること。
- 10-4 艇は自らのフィニッシュ時刻を記録しレース本部にレース報告書と共に報告すること。

11. ペナルティー方式

11-1 裁量ペナルティー

SI中 [DP] と記された項目は、規則違反に対して失格に代わる罰則としてプロテスト委員会の裁量によりペナルティーを失格より軽くすることが出来ることを意味する。RRS第2章以外の軽微な規則違反またはプロテスト委員会を納得させる事由がある規則違反の場合も該当する。

12. タイムリミット

設けない。

13. 抗議と救済要求

- 13-1 抗議書はJSAF ルール委員会のWebサイトまたはフィニッシュ側レース本部で入手できる。
- 13-2 抗議は自艇フィニッシュ後8時間またはリタイア後24時間以内に、レース本部に提出しなければならない。
- 13-3 抗議に関わる通告は、抗議受付後なるべく早く、公式掲示板に掲示する。
審問はフィニッシュ側レース本部において、それぞれ抗議書が受付された順に始める。
- 13-4 レース結果に対する救済の要求はレース結果が公式Webサイトに掲示されて24時間以内とする。
- 13-5 JSAF-OSR、RRS41、IRC 規則、小笠原ヨットレース2017特別規定と本書中の [NP] と記された項目は、艇からの抗議、救済要求の根拠にはならない。
(RRS60.1 (A) の変更)

14. 順位

- 14-1 ORCクラス
パフォーマンス・カーブ・スコアリング (Offshore) により計算する。
CTで同順位の艇がある場合は、GPHの数値が大きい艇を上位とする。
- 14-2 IRCクラス
TCCによるタイムオンタイムにより計算する。
CTで同順位の艇がある場合は、TCCの数値が小さい艇を上位とする。

15. 安全規定 [DP]

- 15-1 全乗員は離岸から着岸までの間、有効な浮力を有するライフジャケット
(JSAF外洋特別規定2016-2017の第5章01.1に規定) を着用しなければならない。
- 15-2 膨張式ライフジャケット等安全備品については、緊急時に有効に稼働させるため、機能確認を適時行うこと。

16. スタートしない場合、リタイアする場合の義務 [DP]

- 16-1 スタートしない艇およびリタイアする艇は、レース本部まで直ちに連絡しなければならない。
- 16-2 連絡は必ず艇の責任者もしくは相応の者が行い、艇以外の第三者に伝言を託してはならない。
- 16-3 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船するまで、レース本部との通信／通話が可能な状態を維持すること。
- 16-4 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船後、速やかにレース本部に帰着連絡すること。

17. 乗員の変更 [DP]

参加申し込み後の乗員の変更については、原則として、5月2日（月）08：00までに書面にてレース本部に提出すること。

18. 自動位置通知装置（イリジウム衛星通信システム。以下、トラッキングシステム） [DP] [NP]

- 18-1 レース中、トラッキングシステムを作動する状態にしてスターンパルピットに装着しておかなければならない。
- 18-2 トラッキングシステム装置一式は、レース委員会より貸与される。
- 18-3 トラッキングシステム装置はフィニッシュ後8時間以内にレース本部に返却しなければならない。
- 18-4 レース中、トラッキングシステムに破損等を生じた場合は、すみやかにレース本部に連絡をしなければならない。

19. インスペクション [DP] [NP]

レース委員会は、スタート前にインスペクションを行う。
またフィニッシュ後に全艇又は任意に選択した艇に対して行う事がある。
この時、艇長または責任者を含む2名以上が立ち会わなければならない。

20. 大会広告 [DP] [NP]

参加艇が独自に広告を個人用装備や艇または艇にある物に表示しようとする場合、World Sailing 広告規定 20. 3の規定に従っていること。
尚、主催者による広告もしくはスポンサーによる広告契約が存在する場合、World Sailing 広告規定 20. 4. 1の規定に基づき所定の箇所に物質（ステッカー、旗、その他）を表示する義務があり、ブームの前方から20%までの部分は主催者が選択したスポンサー広告のために使用する場合がある。

21. 運営艇

- 21-1 スタート側
本部船含め詳細は、艇長会議にて通知する。
- 21-2 フィニッシュ側
運営船：「トレッキー」 Pursuit 30 モータークルーザー 船体色：ホワイト
運営船には、外洋三崎大クラブ旗を掲揚する。
海況などによって、運営船が出艇せず陸からフィニッシュを確認する場合がある。

22. 支援艇 [DP]

- 22-1 支援艇の使用については予めレース委員会に申告しなければならない。
- 22-2 支援の対象となるレース艇がレース中である間、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22-3 支援艇はレース中の艇を妨害してはならない。

23. ごみの処分 [DP] [NP]

RRS 55に次の文章を追加する。

「ただし、セールをセットする時に使用するゴムまたは毛糸のバンドを捨てることは、許される」
(RRS 55の変更)

24. 無線通信 [DP]

- 24-1 ロールコール
ロールコールは「小笠原ヨットレース2017通信規定」により行う。
- 24-2 衛星携帯電話（スラーヤ）
 - (1) レース参加艇は、レース委員会より貸与される衛星携帯電話を搭載しなければならない。
 - (2) レース中のロールコールは、この衛星携帯電話からによるものとする。
(通話できない場合は、別の手段を講じること)
 - (3) レース中、衛星携帯電話は船外に出しておき、常に送受信ができるようにしておくこと。
また、必要に応じて、各艇で充電を行うこと。
 - (4) 衛星携帯電話による通話料金は、実行委員会が負担する。
 - (5) レース中、衛星携帯電話に破損等を生じた場合には、すみやかにレース本部に連絡をしなければならない。
- 24-3 緊急時無線
その他緊急時の外部との通信／通話はその装置、手段、内容について制限しない。

25. 提出文書 [DP] [NP]

- 25-1 帰着申告書類の提出義務
帰着申告として所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上、フィニッシュ後8時間以内に、レース本部に提出しなければならない。
帰着申告書類は、艇長会議にて配付する。
- 25-2 リタイア艇の文書提出
リタイア艇はS I 18の規定に沿って義務を果たすとともに、所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上可能な限り速やかにレース本部に提出しなければならない。
提出が困難な場合にはメールでの提出を受け付ける。

26. 賞

- (1) ファーストホーム賞
- (2) 各ディビジョンおよび各クラスの優勝、準優勝、3位（参加艇数により賞を調整する）
- (3) 完走証明書（完走したすべての艇および乗員）
- (4) その他各種特別賞

27. 責任の所在

- 27-1 本レースのレース委員会は、レースの公平な成立にのみ責任を担う。
- 27-2 本レースにおいて、主催、運営、共同主催、後援、協力、協賛に関する各団体および個人等は、レースの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡による責任を負わない。
- 27-3 レースに参加するかまたはレースを続けるかについての決定の責任は、その艇のみにある。
- 27-4 艇と乗組員の安全確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは所有艇を最良の状態です十分な耐航性を有するように保持し、あらゆる状況下においてもそれに対応できる経験豊富な乗組員を乗船させる責任がある。
- 27-5 オーナーは、船体、スパー、リギン、セールおよびその他全ての備品を確実に装備し、また安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所を全ての乗組員に熟知させる責任がある。
- 27-6 JSAF-OSR およびその他のJSAF が定める外洋レースに関わる特別規定の制定、適用、およびこれらの諸規定に基づく検査の実施はオーナーが自艇の安全の確保の一助に供するものであって、安全を保障したりオーナーの責任を肩代わりするものではない。
- 27-7 乗員は、自己の責任において自身の安全を確保し、落水等のないよう努め、かつ、艇と全乗員の安全の確保に努める責任がある。
- 27-8 乗員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ、操艇または作業ができるよう技術を磨き、また全ての装備および安全備品の使用方法と置き場所を熟知するよう努める責任がある。
- 27-9 いずれの艇に乗るか、またレースに参加するか否かは全てその個人の責任のみで決定される。
- 27-10 オーナーおよび艇長は上記内容を乗組員全員に周知徹底させる責任がある。
- 27-11 レース委員会は不相当と認めた艇、及び艇長・乗員の参加を拒否することができる。

28. 保険

艇はレース期間中、以下の付保範囲を持つ有効な保険に加入していること。

- (1) 賠償責任保険 (1億円以上)
- (2) 搭乗者死亡・傷害保険 (搭乗者全員に十分な死亡・傷害保険金を設定しておくこと)
- (3) 捜索救助費用保険

加入している保険に関しては必ず引き受け保険会社に回航・レース期間中当該保険が有効であることを各自確認すること。

29. レース本部の所在

4月29日(土) 09:00～5月2日(火) 13:00

: 父島二見港小笠原村地域福祉センター内

5月 2日(火) 13:00～5月7日(日) 17:00

: 三浦市A o r a 内

30. 緊急救助体制

各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して、遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部（実行委員会）は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安庁に捜索の要請を行うことがある。

緊急時における海上保安庁関係機関の連絡先

118番

第三管区海上保安本部 T e l : (0 4 5) 2 1 1 - 1 1 1 8

小笠原海上保安署 T e l : (0 4 9 9 8) 2 - 7 1 1 8

31. 問い合わせ

問い合わせ、質問はEメールのみで対応する。

- (1) 艇名・質問者氏名・日付を明記し、出来るだけ箇条書きにて問い合わせること。
- (2) 質問内容と回答は各艇連絡責任者に、Eメールにて開示することがある。

宛先 : 小笠原ヨットレース2017実行委員会

レース事務局メールアドレス : 2017ogasawara@misaki-ocean.jp

小笠原ヨットレース2017URL : <http://ogasawara.yacht-race.jp/>

以上